

教育が足りず、対応方針が徹底していなかったことも一因であることは否めず、X町にも二割の過失があるとして、X町が支払った損害賠償額のうちYに求償できるのは、八割（九、五七二万七、九一八円）を限度とするとした。

(3) なお、公共団体の応訴費用については、国家賠償法一条二項により、公務員個人に求償できるのは、被害者が被った損害に対する賠償額に止まるとして、その請求を斥けた。

### 三 まとめ

国又は地方公共団体の公務員の職務上の不法行為については、国又は地方公共団体が損害賠償責任を負い、公務員個人は直接責任を負わず、求償権の発生は、公務員の故意又は重大な過失があつた場合に限定されており、公務員に対する求償をめぐる判例は少ない。

本件判決は、不実の宅地課税証明書の発行によるYの責任を八割とし、約九、六〇〇万円を支払いを命じた、非常に厳しい判決である。なお、Yは、控訴している。

（調査研究部調査課長）

#### 最近の判例から

### 登記官の登記の誤りと相続税等の過剰納付

（広島高裁 平八・三・一三 判例自治一五六―四八）菊地 眞二

本件は、県が囑託した分筆登記の地積の記載の誤りを登記官が看過して過大な地積の分筆登記をし、これに伴う地積変更通知により市の固定資産課税台帳に過大な地積が記載されたため、固定資産税等および相続税について過剰納付したとして、損害賠償を求めた事案について、第一審では固定資産税等について市の責任を認め、控訴審では相続税について国の責任を認めた事例である（広島高裁平八年三月一三日、判例自治一五六号四八頁、確定）。

#### 一 事案の概要

Y2（県）は、昭和四五年、A所有の土地（二五九・四〇平方メートル）の一部を道路用地として買収し、土地分筆の代位登記をY1（国）の登記官に囑託した。その際、Y2は、平方メートル表示の登記簿の地積を坪表示と

誤認して、二五九・四〇坪（八五七・五二平方メートル）として囑託した。

囑託を受けた登記官はこの誤りを見過ごし、分筆後の本件土地の地積を、二四四・二平方メートルとすべきところ、八四二・三二平方メートルと登記し、固定資産税等の賦課徴収権者であるY3（市）に通知した。

なお、本件土地は、昭和四六年にも一部分筆され、分筆後の地積は八三二・四八平方メートルとして、Y3に通知された。

この結果、Y3は、通知を受けた本件土地の地積をもとに固定資産評価額を求め、Aに固定資産税および都市計画税を課税した。

Aは、昭和五五年に死亡し、Aの財産はX1（Aの妻）、X2（Aの養子）、X3（Aの長女）が相続した。X2、X3は、登記簿に記載された地積をもとに相続税を申告納付した。

その後平成元年になって、登記簿上の地積に誤りのあることを知ったXらは、X1がY3に対し、過剰納付した固定資産税および都市計画税相当の損害賠償(一〇一万四千円余)を、また、X2、X3がY1、Y2、Y3に対し、相続税の過剰納付相当の損害賠償(二〇二万六千円余)を、国家賠償法により請求した。

## 二 判決の要旨

第一審(広島地裁平六・二・一七判決、判例自治二二八―二三)は、次のとおりX1の請求を認容し、X2、X3の請求を棄却した。

(1) Y2が土地分筆の代位登記の嘱託をした行為は、土地の買主として私人と同じ立場でしたものであるから、公権力の行使ということはできず、また、登記官は通常地積の単位を誤認したこの程度の誤りには気付くものであるから、相当因果関係がなく、Y2に賠償義務はない。

(2) Y3は、固定資産課税台帳に従前記載の二五九・四〇平方メートルがあったのであるから、登記官の通知書の記載に疑問を抱き、調査して正しい地積を記載すべき注意義務があるのに、これを怠って漫然記載した過失があり、これを基に固定資産税等を

過剰徴収したから、賠償責任がある。

(3) しかし、相続税は、納税者が台帳地積と実際の面積を対比して申告納付するものであり、Xらが台帳価格が正しいと考えて算出しても、それは実際の地積との対比を怠ったためであり、Y3に賠償義務はない。

(4) Y1の登記官が登記簿に誤った地積を記載したことには過失があるが、登記官からの通知に基づいて、課税台帳に誤った地積の記載をしたのはY3の過失であり、Y1に賠償義務はない。

X1の請求については確定したが、X2、X3は、第一審判決を不服として控訴した。控訴審は、次のように判示した。

(1) Y2への請求は、原判決説示のとおり理由がないので、棄却する。

(2) Y3が登記官からの通知に基づいて誤った地積を課税台帳に記載したことについては、Y2が測量をして代位登記の嘱託をし、Y1の登記官がこれを審査してY3に通知したものであり、当時、平方メートル表示書換え後間もない時期であったこと等を考えると、Y3に登記地積が誤っているのではないかとの疑念を抱かせるに足りる特段の事情はなく、Y1の登記官の過失に起因して誤って記載したものであり、Y3には

Y1と別個に独立の過失責任を認めるのは相当でないから、Y3に対する請求は理由がない。

(3) Y1の登記官が登記簿に誤った地積を記載したことについて面積の単位を誤認した過失があり登記官の過失と本件過剰納付との間には相当因果関係があるとともに、相続税の申告納付にあたって現実には登記簿地積によらざるを得ない事情があり、X2、X3に重大な過失があったとはいえないから、Y1は、X2、X3の過剰納付について賠償責任がある。

## 三 まとめ

本判決は、わが国の不動産登記制度のもと登記簿に寄せる信頼性の高いこと、不動産登記の専門家である登記官の責務の重要性を指摘し、国の賠償責任を認めた事例である。過剰納付分の返還が認められたのは、当然の判断であろう。